



佐賀県公報

平成17年
8月31日
(水曜日)
第 12650号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

- 漁船損害等補償法施行令に基づく指定漁船調書の縦覧 (四六一・生産者支援課) 一
- 道路の区域の変更 (四六二・道路課) 一

公 告

- 落札者等の公示 (情報・業務改革課) 二
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (県民協働課) 二
- 随意契約の相手方等の公示 (健康増進課) 二
- 肥料の登録 (園芸課) 三
- 肥料の登録の有効期間の更新 () 三
- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 三
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 四
- アゲマキの採捕の禁止 (海区漁業調整委員会事項) 四
- アゲマキの採捕の禁止 (佐賀県有明海漁業調整委員会指示・一七) 四

○ 告 示

●佐賀県告示第四百六十一号
漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届け出があったので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり届出事項を公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二のとおり縦覧に供する。

平成十七年八月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

一 届出事項

| 加入区名 | 発 起 人 | 住 所 | 氏 名 | 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合 |
|--------|-------------------|----------------|-------|------------------------------|
| 南川副加入区 | 佐賀郡川副町大字犬井道一八五四一六 | 佐賀郡川副町大字犬井道一七五 | 川崎 守 | 南川副漁業協同組合 |
| | | | 江島 成年 | 犬井道漁業協同組合 |

二 指定漁船調書の縦覧

| 加入区名 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|--------|----------------|------------------------|
| 南川副加入区 | 公告の日から起算して十五日間 | 南川副漁業協同組合 犬井道漁業協同組合 |

●佐賀県告示第四百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年八月三十一日から平成十七年九月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

| 道路の種類 及び路線名 | 道路 | | 変更前 後の別 | 区 域 | |
|----------------|---------------------------|----------------------------|------------|--|--------------|
| | 区 | 間 | | 幅 メートル | 延 メートル |
| 一般国道 三三三号 | 唐津市浜玉町五反田字水車二四 六一番一地从り | 唐津市浜玉町南山字中繩手二七 三〇番二地先まで | 後 | 一三・五 〃 一〇・四 | 八四・八 |
| | 唐津市浜玉町五反田字水車二四 六一番一地从り | 唐津市浜玉町南山字中繩手二七 三〇番二地先まで | 前 | 二二・〇 〃 一一・六 一三・五 〃 一〇・四 | 九一・二 八四・八 |

○ 公 告

次のとおり落札者等について公告します。

平成17年8月31日

収支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長

迎

出

1 委託業務名

職員申請等システム開発及び運用業務

2 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

3 入札公告を行った日

平成17年6月22日

4 落札決定日

平成17年8月9日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 富士通株式会社佐賀支店 佐賀支店長 桐明 建王

(2) 住所 佐賀市駅前中央一丁目5番10号

6 技術点及び価格点の合計点数 559.81点

7 落札価格 288,000,000円

8 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県統括本部情報・業務改革課

(2) 所在地 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年10月12日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成17年8月31日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請のあった年月日 平成17年8月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人ほのぼの通所介護サービス

(2) 代表者の氏名 池田美咲子

(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県伊万里市黒川町塩屋509番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、要介護認定を受けた被保険者が質の良い充実した生活を営めるよう、通所介護サービス事業を通して社会福祉の増進を図ることを目的とする。

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成17年8月31日

収支等命令者

佐賀県健康福祉本部健康増進課長 木村 慎吾

- 1 購入物品名及び数量 胃がん検診車 1台
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約とした理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。
- 4 一般競争入札の公告日 平成17年5月27日
- 5 随意契約の相手方を決定した日 平成17年7月12日
- 6 契約者の氏名及び住所
 (1) 氏名 株式会社日立メデイコ久留米営業所 所長 川端 俊一
 (2) 住所 福岡県久留米市日吉町14番33号
- 7 契約価格 82,729,500円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 8 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 (1) 部局の名称 佐賀県健康福祉本部健康増進課
 (2) 所在地 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成17年8月31日

佐賀県知事 古川 康

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 | その他の規格 | 生産業者 | | 登録年月日 |
|-----------|--------|---------|-------------------------|--------|---------|------------------|-----------|
| | | | | | 氏名又は名称 | 住所 | |
| 佐賀県肥第715号 | 乾燥菌体肥料 | アジー-S30 | 窒素全量 8.0% りん酸全量 1.0% | | 味の素株式会社 | 東京都中央区京橋一丁目15番1号 | 平成17年8月4日 |

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成17年8月31日

佐賀県知事 古川 康

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 | その他の規格 | 生産業者 | | 有効期限 |
|-----------|--------------|-------------|--------------------------------------|--------|------------|-------------|-----------|
| | | | | | 氏名又は名称 | 住所 | |
| 佐賀県肥第672号 | なたね油かす及びその粉末 | 4.8なたね油かす粉末 | 窒素全量 4.8% りん酸全量 2.0% 加里全量 1.0% | | 理研農産化工株式会社 | 佐賀市大財北町2番1号 | 平成23年8月6日 |

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年8月31日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
 西松浦郡西有田町曲川字平山丙76番2の一部、丙76番4から丙76番6まで、丙83番7、丙83番9から丙83番12まで及び丙98番10から丙98番13まで、字前原丙325番20から丙325番22まで及び丙325番24、字樋川内乙3103番31から乙3103番42まで、乙3133番1、乙3133番5及び乙3133番6並びに字保立乙3134番1、乙3134番4から乙3134番6まで、乙3135番4、乙3135番6から乙3135番10まで、乙3177番1、乙3177番4、乙3177番5、乙3178番1、乙3178番3、乙3178番4、乙3178番6から乙3178番10まで、乙3179番1、乙3179番3、乙3180番、乙3182番1、乙3183番、乙3184番1、乙3184番2、乙3185番1、乙

会長 山崎 龍馬

3185番2、乙3186番1から乙3186番3まで、乙3186番6、乙3186番9、乙3186番10、乙3189番から乙3191番まで、乙3192番1、乙3193番1、乙3193番2の一部、乙3193番4、乙3193番6及び乙3197番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西松浦郡西有田町大木2202番地

西有田町土地開発公社

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年8月31日

佐賀県知事 古川 康

| 指定番号 | 指定位置 | 指定年月日 | 幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|------|--------------------|------------|----------|----------|
| 10 | 鳥栖市秋葉町一丁目字今町983番地1 | 平成17年8月19日 | 4.00 | 27.69 |

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 海区漁業調整委員会事項

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第十七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

平成十七年八月三十一日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

一 般長七センチメートル以下のアゲマキは、採捕してはならない。

二 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域(別紙のとおり)においては、アゲマキを採捕してはならない。

点ア 基点第一号(第二十二号鋼管(北緯三十三度九分二十四秒、東経百三十度十五分三十二秒)をいう。以下同じ。)と基点第二号(第二十七号鋼管(北緯三十三度十分十二秒、東経百三十度十五分五十秒)をいう。以下同じ。)を結んだ直線と佐賀郡東与賀町大字下古賀地先最大高潮時海岸線との交点

点イ 基点第二号

点ウ 基点第三号(第二十四号鋼管(北緯三十三度九分六秒、東経百三十度十六分三十一秒)をいう。以下同じ。)

点エ 基点第一号と基点第三号を結んだ直線と佐賀郡川副町大字小々森地先最大高潮時海岸線との交点

三 指示の期間は、平成十七年九月一日から平成二十年八月三十一日までとする。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 佐賀県知事 古川 康
平成十七年八月三十一日印刷及び発行

印刷所 株式会社 古川総合印刷
発行定日 毎週月水金曜日

